

令和4年度長崎県外国人材受入緊急支援事業
Q&A

令和4年4月1日時点

1 補助の対象となる外国人材等について

- Q1-1 ① 本社は県外に所在するが、外国人材等（技能実習生、特定技能者）が就労する事業所が県内の場合、補助の対象となるか。
② 本社は県内に所在するが、外国人材等が就労する事業所が県外の場合、補助の対象となるか。

- A 補助の対象となるのは、長崎県内に所在する事業所が外国人材等の受入れを行った場合です。お尋ねの例では、以下のとおりです。
① 補助の対象となります。
② 補助の対象とはなりません。

Q1-2 留学生やその他の在留資格は対象とならないのか。

- A 今回の補助金は、技能実習や特定技能の在留資格の外国人材が入国する際に、国の水際対策によって追加的に負担する経費の一部を補助するものであり、留学生やその他の在留資格の方は対象となりません。

Q1-3 検疫所に待機場所を申告した書類（健康カードの写しや質問票等の写し等）が手元に残っていないが、どうすればよいか。

- A 前提として、宿泊施設は受入企業・監理団体で確保していただく必要があるため（厚生労働省Q&A）、宿泊場所を申告した書類が必要となります。
ただし、申告した書類（健康カードの写しや質問票等の写し等）が提出できない場合は、「待機場所に関する報告書」を別途添付して下さい。

2 補助対象経費について

Q2-1 消費税の取扱いはどうなるか。

- A 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含みません。

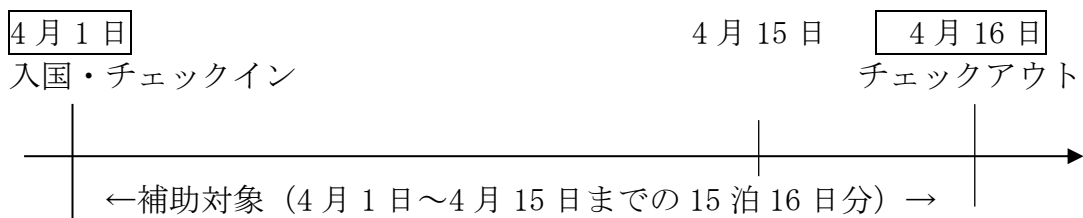
3 宿泊費について

Q3-1 宿泊に伴う食費は補助対象となるか。

- A 食費は補助対象外です。宿泊費と食費は分けて整理してください。

Q 3 - 2 入国後 15 日間の待機期間の宿泊費が補助対象となるとのことだが、具体的に何泊何日分が補助対象となるのか。

A 入国日を 0 (ゼロ) 日目として、入国の次の日から起算して、7 日間の待機が要請されていますので、15 泊 16 日分を上限に補助対象としています。



※なお、現在の待機期間は入国日を含め 8 日間となっております。

Q 3 - 3 いつまでに入国した技能実習生等が補助対象となるのか。

A 令和 5 年 2 月 17 日 (金) までに入国し、令和 5 年 3 月 3 日 (金) までに補助対象経費を支払い、かつ申請がなされたものが補助対象となります。

Q 3 - 4 宿泊手配を外部に委託している場合は補助対象となるか。

A 宿泊手配を外部に委託した場合においても、その宿泊先が検疫所に申告した待機場所であり、その宿泊により発生する費用が当補助金の交付要項の要件を満たすものであれば補助対象となり得ます。

申請にあたっては、宿泊施設 (貸主) の発行する領収書等、宿泊者、宿泊日、宿泊費の全てを確認できる書類の御提出をお願いします。

Q 3 - 5 宿泊施設については、アパート、ウイークリーマンション、マンスリーマンションなども対象となるか。

A 補助対象と認められる宿泊施設は、以下の条件を満たすものです。

- ・個室で、トイレやお風呂が個別管理できるなど、国が示す基準 (厚生労働省 H P (水際対策の抜本的強化に関する Q & A) 参照) を満たすこと。
- ・検疫所に申告した待機場所であること。
- ・宿泊施設が発行する領収書等により、宿泊者、宿泊日、宿泊費の全てを確認できること。

上記の条件を満たす場合には、アパート、ウイークリーマンション、マンスリーマンションなど、ホテル以外の施設も対象となり得ます。

また、アパート等賃貸物件の借上げにおいては、賃貸料月額 (共益費・維持費等毎月かかる諸経費を含む) を、補助対象期間の日数で日割り計算した費用が補助対象経費となります。

Q 3 - 6 宿泊に伴う宿泊税、入湯税やホテル入会金は補助対象となるか。

- A 宿泊税や入湯税については、宿泊費の一部として補助対象経費とします。
ただし、ホテル入会金については、入会による特典（割引料金等）の効果が、補助対象期間外にも及ぶことから、補助対象外経費とします。

Q 3 - 7 マンスリーマンション等を利用した場合、清掃代や寝具使用料は対象となるか。

- A マンスリーマンション等の借上経費のうち、一般的にホテル・旅館等において宿泊費に含まれる経費については、補助対象経費とします。

< 宿泊費に含まれるものの例 >

清掃代、寝具使用料、寝衣代、入浴代（入湯税）、宿泊税、インターネット代、Wi-Fi代、水道光熱費、サービス料、奉仕料

< 宿泊費に含まれないものの例 >

食事代、消費税

4 交通費について

Q 4 - 1 車両（レンタカー等）の運転手の人件費は補助対象となるか。

- A 運転手代は補助対象外です。車両代と運転手代は分けて整理してください。

5 PCR検査等について

Q 5 - 1 PCR検査等を行った際の初診料は補助対象となるか。

- A 初診料については、検査及び陰性証明発行に必要な経費として、補助対象経費とします。

Q 5 - 2 PCR 検査費等を外国人材（技能実習生、特定技能者）が立替払いをした場合はどうなるのか。

- A 次の書類を添付してください。

- ① 検査機関から外国人材（技能実習生、特定技能者）宛に発行された領収書（明細書）
- ② 申立書

6 申請手続きについて

Q 6 - 1 第1回目の申請期間は令和4年6月1日（木）から9月30日（金）までとなっているが、その後の申請受付はどうなるのか。

A 申請受付につきましては、本事業の執行管理の観点から数回に分けて申請期間を設定する予定です。2回目以降の申請期間につきましては改めてご案内します。

Q 6 - 2 監理団体による申請に際して、待機期間中の宿泊費やレンタカー等借上料、有料道路通行料金を受入企業が立て替えた場合、領収書の名義は受入企業でもよいか。

また、受入企業による申請に際して、待機期間中の宿泊費やレンタカー等借上料、有料道路通行料金を監理団体が立て替えた場合、領収書の名義は監理団体でもよいか。

A 申請者が支払ったことが分かるものが必要です。そのため、次の書類を提出して下さい。

ケース1（申請者：監理団体 立替者：受入企業）

(1) 宿泊費

①受入企業から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

②宿泊施設から受入企業宛に発行された領収書（明細書）の写し

また、①②のいずれかに、必要事項（外国人技能実習生等ごとに氏名、宿泊期間、宿泊施設名、1人当たりの宿泊費用、支払者、支払日）が記載されている必要があります。必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

なお、あわせて宿泊施設の宿泊証明書を添付してください。

(2) レンタカー等借上料、有料道路通行料金

①受入企業から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

上記に必要事項（外国人材ごとの氏名、車両（レンタカー等）の借上げの事実や借上費、有料道路通行料金、支払者、支払先、支払日）が記載されている必要があります。必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

ケース2（申請者：受入企業 立替者：監理団体）

(1) 宿泊費

①監理団体から受入企業宛に発行された領収書（明細書）の写し

②宿泊施設から監理団体宛に発行された領収書（明細書）の写し

その他の必要な書類は、ケース1と同じです。

Q 6 - 3 宿泊施設や交通費の支払いを銀行振り込みで行い、領収書が発行されない場合、どうすれば良いか。

- A 宿泊施設や交通費の支払先が発行する請求書の写しと、それに対応する振込明細票等の写しなど、宿泊費や交通費の支払いが確認できる書類を提出してください。
なお、請求書の写しに宿泊費・交通費それぞれの必要事項の記載がない場合は、それが分かる書類を別途添付してください。

Q 6 - 4 技能実習計画認定申請書の第 2 面（技能実習計画）はすべて提出する必要があるのか。

- A 技能実習計画認定申請書の第 2 面（技能実習計画）には、「技能実習を行わせる事業所」や「技能実習生」の氏名等が複数ページにわたって記載されているため、第 2 面すべての提出をお願いしているところです。
また、対象となる技能実習生が複数の場合は、技能実習生ごとに技能実習計画認定申請書及技能実習計画認定通知書の写しを準備し、提出してください。

Q 6 - 5 申請期限より前に、国が入国後の 7 日間の待機や帰国前に義務付けられている PCR 検査等及び陰性証明の要請を終了した場合、事業は終了するのか。

- A 当事業は、国からの要請により、受入事業者が技能実習生等を受け入れるに当たって生じる追加的経費を支援することを目的としています。
そのため、国からの要請が終了した日以降の経費は補助対象経費となりません。

Q 6 - 6 予算がなくなったら事業は終了するのか。

- A 予算がなくなり次第、終了となります。